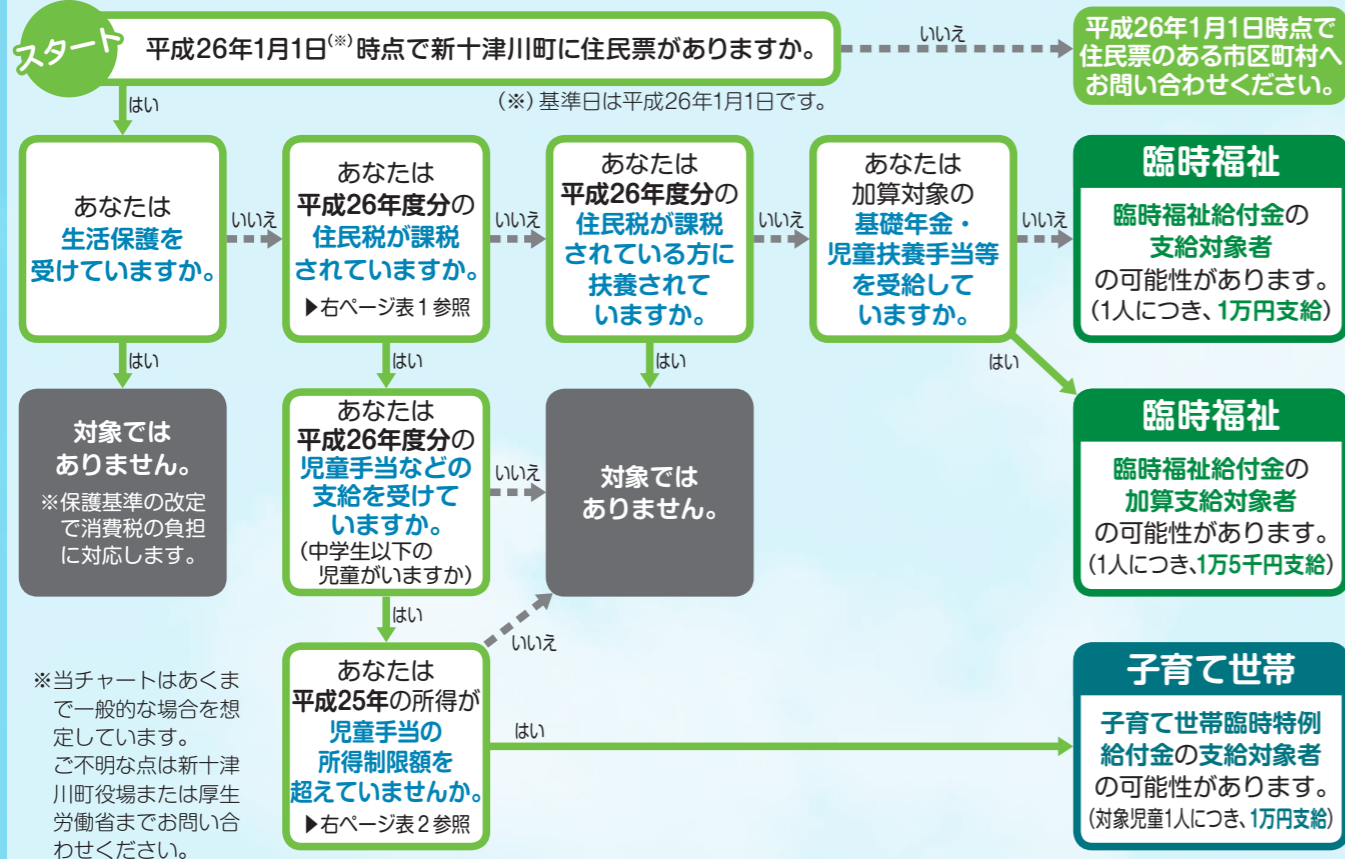


# 対象者診断チャート



## ご注意

- 受け取ることができるのはどちらか1つの給付金です。
- 原則として、申請期間外の申請や平成26年1月1日時点で新十津川町に住民票のない方の申請は受け付けられませんのでご注意ください。
- 申請期間などは、各市区町村により異なります。新十津川町以外が申請先となる方は、事前にその市区町村に問い合わせるか、ホームページなどで確認するようにしてください。
- 老齢基礎年金など、臨時福祉給付金の加算対象の年金・手当等の裁定等の請求が可能で、まだ行っていない方は、申請前までに裁定等の請求を行っていただく必要があります。

## 申請方法

- 申請先：新十津川町役場保健福祉課 (総合健康福祉センター「ゆめりあ」) 平成26年1月1日時点で住民票が新十津川町にある方が対象です。
- 申請期間：平成26年7月1日(火)～9月30日(火)
- 提出書類：申請書 ※申請窓口でお渡しします。
- お知らせ：6月下旬に給付金対象となる世帯(方)へ郵送でお知らせします。

### 必要なもの

- 印鑑 (シャチハタ不可)
- 本人確認書類  
運転免許証、住民基本台帳カード、旅券等の写し
- 指定した口座が確認できる書類  
金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)がわかる通帳やキャッシュカードの写し

「子育て世帯臨時特例給付金」を申請する方で、児童手当の受取口座を指定する場合は、これらの確認書類は不要です。

## 給付金の受取方法

申請書に記載した指定口座に入金されます。

※金融機関口座を持っていないなど、振込による支給が困難な場合には窓口で受け取ることができます。

## 申請方法に関するお問い合わせ

保健福祉課 ☎72・2000  
臨時福祉給付金 介護・福祉グループ  
子育て世帯臨時特例給付金 子ども・高齢者グループ

## 制度に関するお問い合わせ

厚生労働省 2つの給付金に関する専用ダイヤル ☎0570・037・192

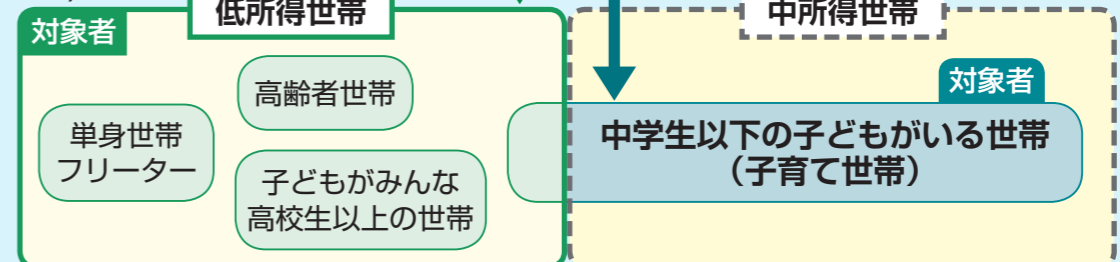
# お知らせします 2つの給付金

## 臨時福祉給付金

所得の低い方の負担を緩和します。

消費税率の引上げに際し、所得の低い方々への負担の影響に鑑み、暫定的・臨時的な措置として実施します。

〈イメージ〉



注) 受け取ることができるのはどちらか1つの給付金です。

## 子育て世帯臨時特例給付金

子育て世帯の負担を緩和します。

消費税率の引上げに際し、子育て世帯への影響を緩和するとともに、子育て世帯の消費の下支えをはかる観点から、臨時的な給付措置として実施します。

## 臨時福祉給付金

### 支給要件

- 支給対象者  
平成26年度分の住民税が課税されていない方  
ただし、課税されている方に生活の面倒を見てもらっている場合、生活保護の受給者である場合などは除きます。
  - 支給額  
・ 1人につき、10,000円(1回限り)  
・ 下記の《加算対象者》は1人につき、5,000円を加算  
《加算対象者》  
・ 老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金等の受給者<sup>※1</sup>  
・ 児童扶養手当、特別障害者手当等の受給者など<sup>※2</sup>
- ※1 平成26年3月分の受給権があり、4月または5月分の年金の支払いがある方が対象です。  
※2 平成26年1月分の手当等を受給している方が対象です。

表1 【住民税が課税されない所得水準の目安】  
(給与所得者) (公的年金受給者)

| 区分    | 非課税限度額<br>(給与収入額) | 区分       | 非課税限度額<br>(年金収入額) |
|-------|-------------------|----------|-------------------|
| 単身    | 93万円              | 単身 65歳以上 | 148万円             |
| 夫婦    | 138万円             | 単身 65歳未満 | 98万円              |
| 夫婦子1人 | 168万円             | 夫婦 65歳以上 | 193万円             |
| 夫婦子2人 | 210万円             | 夫婦 65歳未満 | 147万円             |

## 子育て世帯臨時特例給付金

### 支給要件

- 支給対象者  
次のどちらの要件も満たす方  
①平成26年1月分の児童手当・特例給付<sup>※</sup>を受給  
②平成25年の所得が児童手当の所得制限限度額未満(表2の限度額目安未満かどうか)  
※特例給付とは、所得が高額な方について、児童1人当たり月額5,000円を支給しているものです。
- 対象児童  
支給対象者の平成26年1月分の児童手当・特例給付の対象となる児童  
ただし、  
・ 「臨時福祉給付金」の対象となっている児童  
・ 生活保護の受給者となっている児童などは除きます。
- 支給額  
対象児童1人につき、10,000円(1回限り)

表2 【児童手当の所得制限限度額目安】

| 扶養親族等の数   | 所得制限額           |
|-----------|-----------------|
| 子1人(1人)   | 660万円           |
| 夫婦子1人(2人) | 698万円           |
| 夫婦子2人(3人) | 736万円           |
| 夫婦子3人(4人) | 扶養が1人増す毎に38万円加算 |

※給与所得者の場合は給与所得控除後の額、事業所得の場合は必要経費差引後の額となります